

令和4年2月富山県議会定例会議案

令和4年2月富山県議会定例会議案目次

議案第 3 号	令和4年度富山県一般会計予算	1
議案第 4 号	令和4年度富山県物品調達等管理特別会計予算	24
議案第 5 号	令和4年度富山県公債管理特別会計予算	26
議案第 6 号	令和4年度富山県収入証紙特別会計予算	29
議案第 7 号	令和4年度富山県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	31
議案第 8 号	令和4年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算	34
議案第 9 号	令和4年度富山県就農支援資金特別会計予算	37
議案第 10 号	令和4年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算	39
議案第 11 号	令和4年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算	41
議案第 12 号	令和4年度富山県奨学資金特別会計予算	44
議案第 13 号	令和4年度富山県公共用地先行取得事業特別会計予算	46
議案第 14 号	令和4年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計予算	51
議案第 15 号	令和4年度富山県国民健康保険特別会計予算	53
議案第 16 号	令和4年度富山県港湾施設特別会計予算	57
議案第 17 号	令和4年度富山県工業用地等管理特別会計予算	60
議案第 18 号	令和4年度富山県病院事業会計予算	63
議案第 19 号	令和4年度富山県流域下水道事業会計予算	67
議案第 20 号	令和4年度富山県電気事業会計予算	70
議案第 21 号	令和4年度富山県水道事業会計予算	73
議案第 22 号	令和4年度富山県工業用水道事業会計予算	76
議案第 23 号	令和4年度富山県地域開発事業会計予算	79
議案第 24 号	富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例制定の件	81
議案第 25 号	富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例制定の件	85
議案第 26 号	富山県部局設置条例一部改正の件	87
議案第 27 号	富山県附属機関条例一部改正の件	88
議案第 28 号	富山県個人情報保護条例一部改正の件	89
議案第 29 号	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の件	90

議案第 30 号	富山県職員定数条例一部改正の件……………	91
議案第 31 号	県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例一部改正 の件……………	92
議案第 32 号	富山県職員のサービスの宣誓に関する条例及び富山県公安委員会の 委員のサービスの宣誓に関する条例一部改正の件……………	94
議案第 33 号	知事等の給与の特例に関する条例一部改正の件……………	95
議案第 34 号	富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正 の件……………	96
議案第 35 号	富山県職員等の旅費に関する条例一部改正の件……………	97
議案第 36 号	富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例一部改正の件……………	98
議案第 37 号	富山県国民健康保険財政安定化基金条例一部改正の件……………	99
議案第 38 号	富山県地域振興基金条例一部改正の件……………	100
議案第 39 号	元気とやま未来創造基金条例及び富山県再生可能エネルギー 発電設備等管理基金条例一部改正の件……………	101
議案第 40 号	富山県特別会計条例一部改正の件……………	102
議案第 41 号	富山県手数料条例一部改正の件……………	103
議案第 42 号	富山県税条例一部改正の件……………	110
議案第 43 号	富山県立自然公園条例一部改正の件……………	111
議案第 44 号	富山県立山山麓 ^{ろく} 家族旅行村条例一部改正の件……………	121
議案第 45 号	富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例一部 改正の件……………	122
議案第 46 号	富山県国民健康保険条例一部改正の件……………	123
議案第 47 号	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関 する基準を定める条例一部改正の件……………	124
議案第 48 号	富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設 備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	126
議案第 49 号	富山県看護学生修学資金貸与条例一部改正の件……………	127
議案第 50 号	富山県国際健康プラザ条例一部改正の件……………	129
議案第 51 号	富山県水道用水供給条例一部改正の件……………	130
議案第 52 号	富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件……………	132
議案第 53 号	富山県林道条例一部改正の件……………	133
議案第 54 号	富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条 例一部改正の件……………	134

議案第 55 号	富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例一部 改正の件	135
議案第 56 号	市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件	136
議案第 57 号	工事委託契約締結に関する件（泉川新川橋りょう改築工事）	137
議案第 58 号	工事請負契約変更に関する件（富山県防災・危機管理センター （仮称）新築工事）	138
議案第 59 号	工事請負契約変更に関する件（富山県防災・危機管理センター （仮称）新築電気設備工事）	139
議案第 60 号	工事請負契約変更に関する件（富山県防災・危機管理センター （仮称）新築空調設備工事）	140
議案第 61 号	県道路線の変更の件	141
報告第 3 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件	142
	損害賠償に係る和解に関する件	143
報告第 4 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	144
	損害賠償に係る和解に関する件	145

令和 4 年度富山県一般会計予算

令和 4 年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 633,303,474 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	
		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 県	税		150,839,000
		1 県 民 税	43,890,000
		2 事 業 税	34,449,000
		3 地 方 消 費 税	40,202,000
		4 不 動 産 取 得 税	2,441,000
		5 県 た ば こ 税	1,112,000
		6 ゴ ル フ 場 利 用 税	270,000
		7 軽 油 引 取 税	10,607,000
		8 自 動 車 税	17,854,000
		9 鉱 区 税	1,000
		10 狩 猟 税	6,000
		11 旧 法 に よ る 税	7,000
2 地方消費税清算金			50,633,000
		1 地方消費税清算金	50,633,000
3 地方譲与税			20,026,301
		1 特別法人事業譲与税	17,936,000

	2 地方揮発油譲与税	1,856,000
	3 石油ガス譲与税	64,000
	4 自動車重量譲与税	115,000
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	39,300
	7 航空機燃料譲与税	16,000
4 地方特例交付金		666,000
	1 地方特例交付金	666,000
5 地方交付税		141,100,000
	1 地方交付税	141,100,000
6 交通安全対策金 特別交付金		260,000
	1 交通安全対策金 特別交付金	260,000
7 分担金及び負担金		2,878,335
	1 分担金	446,041
	2 負担金	2,432,294
8 使用料及び手数料		9,490,210
	1 使用料	7,455,308
	2 手数料	2,034,902
9 国庫支出金		92,181,324

	1 国庫負担金	21,181,808
	2 国庫補助金	69,576,220
	3 委託金	1,423,296
10 財産収入		856,619
	1 財産運用収入	515,510
	2 財産売却収入	341,109
11 寄附金		209,603
	1 寄附金	209,603
12 繰入金		17,714,765
	1 特別会計繰入金	7,084,971
	2 基金繰入金	10,629,794
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		97,146,316
	1 延滞金、加算金料 及 び 過 料	142,874
	2 県預金利子	750
	3 公営企業貸付金元 元 利 収 入	144,663
	4 貸付金元利収入	87,806,191
	5 受託事業収入	132,744

	6 収 益 事 業 収 入	2,700,037
	7 雑 入	6,219,057
15 県 債		49,302,000
	1 県 債	49,302,000
歳 入 合 計		633,303,474
歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,045,550
	1 議 会 費	1,045,550
2 総 務 費		24,905,185
	1 総 務 管 理 費	9,916,202
	2 企 画 費	5,837,880
	3 自 然 保 護 費	1,281,879
	4 徴 税 費	4,662,210
	5 市 町 村 振 興 費	719,266
	6 選 挙 費	526,744
	7 防 災 費	1,366,654
	8 統 計 調 査 費	329,001
	9 人 事 委 員 会 費	130,964

一般会計

	10 監 査 委 員 費	134,385
3 民 生 費		52,976,261
	1 社 会 福 祉 費	37,068,582
	2 児 童 福 祉 費	15,534,476
	3 生 活 保 護 費	370,003
	4 災 害 救 助 費	3,200
4 衛 生 費		58,272,359
	1 公 衆 衛 生 費	43,304,374
	2 環 境 衛 生 費	5,384,837
	3 保 健 所 費	1,588,255
	4 医 務 費	4,894,089
	5 薬 務 費	1,904,505
	6 公 害 防 止 費	1,196,299
5 労 働 費		2,698,538
	1 労 政 費	736,818
	2 職 業 訓 練 費	1,401,324
	3 失 業 対 策 費	493,283
	4 労 働 委 員 会 費	67,113
6 農 林 水 産 業 費		36,915,235

	1 農 業 費	8,486,412
	2 畜 産 業 費	757,780
	3 農 地 費	15,673,696
	4 林 業 費	10,014,605
	5 水 産 業 費	1,982,742
7 商 工 費		100,139,741
	1 商 業 費	87,378,283
	2 工 鉱 業 費	5,028,494
	3 観 光 費	7,732,964
8 土 木 費		59,087,655
	1 土 木 管 理 費	1,104,079
	2 道 路 橋 り ょ う 費	29,004,132
	3 河 川 海 岸 費	16,013,313
	4 港 湾 費	4,402,899
	5 都 市 計 画 費	7,308,319
	6 住 宅 費	1,254,913
9 警 察 費		25,702,100
	1 警 察 管 理 費	25,122,363
	2 警 察 活 動 費	579,737

10 教 育 費		104,658,718
	1 教 育 總 務 費	10,016,336
	2 小 学 校 費	30,175,452
	3 中 学 校 費	18,756,371
	4 高 等 学 校 費	26,500,319
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,068,320
	6 大 学 費	3,885,410
	7 社 会 教 育 費	3,373,939
	8 保 健 体 育 費	1,882,571
11 災 害 復 旧 費		5,250,684
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,456,110
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,794,574
12 公 債 費		90,324,956
	1 公 債 費	90,324,956
13 諸 支 出 金		70,826,492
	1 諸 支 出 金	70,826,492
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		633,303,474

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理費	525,525	令和4年度	131,382
				令和5年度	262,763
				令和6年度	131,380

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
常任委員会インターネット環境整備事業	令和5年度から令和11年度まで	9,890
常任委員会インターネット録画配信事業	令和5年度から令和6年度まで	1,881
富山県庁情報通信網整備事業	令和5年度から令和9年度まで	156,659
富山県民共生センター情報システム更新事業	令和5年度から令和9年度まで	32,250
消防防災ヘリコプター運航管理委託	令和5年度	34,300
消防防災ヘリコプター運航管理委託(第2期)	令和6年度から令和10年度まで	941,721
富山県武道館PFI事業者選定アドバイザー業務委託	令和5年度	18,000
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額	令和5年度から令和12年度まで	令和4年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内

富山県高岡地区産業展示施設 P F I 事業者選定アドバイザー業務委託	令和 5 年度	12,200
<p>元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業損失補償</p> <p>1 相手方 公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業において、投資債務保証事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>	<p>投資債務保証事業については 令和 4 年度から 令和16年度まで</p> <p>融資債務保証事業については 令和 4 年度から 令和13年度まで</p> <p>直接投資事業については 令和 4 年度から 令和14年度まで</p>	47,000
<p>中小企業制度融資損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	令和 4 年度	65,000
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償</p> <p>1 相手方</p>	令和 4 年度	16,000

<p>富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象</p> <p>創業支援資金(創業者枠)及び新事業展開支援資金(経営革新枠)について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>		
<p>経営安定資金企業再生支援枠損失補償</p> <p>1 相手方</p> <p>富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象</p> <p>経営安定資金企業再生支援枠について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>令和4年度から</p> <p>令和16年度まで</p>	6,000
<p>緊急経営改善資金損失補償</p> <p>1 相手方</p> <p>富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象</p> <p>緊急経営改善資金について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>令和4年度から</p> <p>令和16年度まで</p>	36,000
<p>富山勤労総合福祉センター設備等整備費元利償還金補助</p> <p>相手方</p> <p>一般財団法人富山勤労総合福祉センター</p>	<p>令和5年度から</p> <p>令和14年度まで</p>	<p>元金7,081千円及びその利子の範囲内</p>
<p>技術専門学院コンピュータシステム整備事業</p>	<p>令和5年度から</p> <p>令和9年度まで</p>	37,914

民間委託職業訓練事業	令和5年度から 令和6年度まで	76,355
職業訓練コンピュータシステム整備事業	令和5年度から 令和9年度まで	3,549
<p>農業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 1,500,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	令和5年度から 令和24年度まで	<p>年4.2%以内の利子補給</p> <p>163,126</p>
<p>農業振興資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県農業振興資金融通要綱（平成12年農経第869号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	令和5年度から 令和11年度まで	<p>年3.5%以内の利子補給</p> <p>6,422</p>
<p>球根優良品種導入資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融</p>	令和5年度から 令和7年度まで	<p>年2.0%以内の利子補給</p> <p>660</p>

<p>資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入 資金融通要綱（昭和44年 農政第1049号）に基づく 資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>		
<p>農業担い手育成強化資金利 子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強 化資金利子補給金交付要 綱（平成13年農経第 679 号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和5年度から 令和11年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 768</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、 借入金の償還軽減のため、 農業協同組合その他の融 資機関が畜産経営体に貸 し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる</p>	<p>令和5年度から 令和29年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,884</p>

貸付金 100,000 千円以内 4 利子補給期間 25年以内		
家畜疾病経営維持資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 家畜伝染病等が発生した場合に、畜産経営の再開及び継続に必要な資金 3 利子補給の対象となる貸付金 455,440 千円以内 4 利子補給期間 7 年以内	令和 5 年度から 令和10年度まで	年 1.0 %以内の利子補給 7,870
中山間地域活性化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金 3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内 4 利子補給期間 25年以内	令和 5 年度から 令和29年度まで	年 2.5 %以内の利子補給 7,621
農業経営基盤強化資金利子助成補助	令和 5 年度から 令和11年度まで	年 0.5 %以内の利子補給 2,166

<p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 100,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7 年以内</p>		
<p>農業経営負担軽減支援資金 利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を 図るため、知事が定める 要綱に基づき貸し付ける 資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 200,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>令和 5 年度から 令和19年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 22,802</p>
<p>新規就農者特別保証制度損 失補償</p> <p>1 相手方 富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する 損失補償契約の対象とな る債務保証につき、協会 が代位弁済した額と保険 金受領額との差額</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>1,500</p>

富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 公益社団法人全国農地保有合理化協会 2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保有合理化協会が富山県農林水産公社に農地中間管理事業農地売買事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失	令和4年度から 令和23年度まで	元金118,000千円及び延滞金並びに違約金相当額
県営水利施設整備事業広田用水地区土川頭首工取水施設製作・据付工事	令和5年度から 令和6年度まで	140,000
県営水利施設整備事業横水地区横水頭首工ゲート製作・据付工事	令和5年度から 令和6年度まで	135,000
県営水利施設整備事業横水地区横水頭首工改修工事	令和5年度から 令和6年度まで	210,000
県営農村地域防災減災事業棚山西池地区棚山西池堤体改修工事	令和5年度	430,000
県営農村地域防災減災事業黒河新地区鬼沢池堤体改修工事	令和5年度	270,000
県営農村地域防災減災事業宮ヶ谷内池地区宮ヶ谷内池堤体改修工事	令和5年度から 令和6年度まで	179,000
富山県農林水産公社事業資金損失補償	公庫が、公社に資金を貸し付けたときから当該貸付金	貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日

<p>1 相手方 (株)日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公社（以下「公社」という。）に造林資金 864,334 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>の最終償還期限到来後10箇月の期間が満了し、公庫が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けていない元金 864,334 千円、その利子（遅延利息を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行日まで年11%の割合による利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金85,100千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>令和 4 年度から 令和14年度まで</p>	<p>元金85,100千円及びその利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金 344,266 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>令和 4 年度から 令和 5 年度まで</p>	<p>元金 344,266 千円及びその利子の範囲内</p>
<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方</p>	<p>令和 5 年度から 令和25年度まで</p>	<p>年1.34%以内の利子補給 50,849</p>

<p>東日本信用漁業協同組合 連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52号) 富山県漁業近代化資金制 度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 580,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>		
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 全国漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法(昭 和27年法律第346号)に 基づき債務保証したもの につき代位弁済した額</p>	<p>令和4年度</p>	<p>1,000千円の範囲内におい て代位弁済したとき知事が 認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補 給</p> <p>1 相手方 東日本信用漁業協同組合 連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を 図るため、中小漁業者等 に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 600,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>令和5年度から 令和20年度まで</p>	<p>年1.34%以内の利子補給 34,644</p>
<p>電子納品推進事業</p>	<p>令和5年度から 令和9年度まで</p>	<p>5,217</p>

富山県道路公社事業資金債務保証 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 債務保証の対象 富山県道路公社が立山有料道路事業運転資金及び能越自動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務	令和4年度から 令和14年度まで	元金1,100,000千円及びその 利子相当額
主要地方道高岡環状線橋りょう上部工(5-1)工事	令和5年度	300,000
主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋下部工(P5橋脚)工事	令和5年度	120,000
一般県道小竹諏訪川原線あいの風とやま鉄道線馬面踏切拡幅委託工事	令和5年度から 令和6年度まで	120,000
主要地方道高岡環状線橋りょう上部工(2工区)工事	令和5年度から 令和6年度まで	400,000
主要地方道立山山田線道路橋りょう改築高善寺橋上部工工事	令和5年度から 令和6年度まで	440,000
一般国道415号道路総合交付金上庄橋(仮称)下部工(A1)工事	令和5年度	160,000
一般国道415号あいの風とやま鉄道線仮踏切撤去委託工事	令和5年度	70,000

一般国道 471 号利賀バイパストンネルその 3 委託工事	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	420,000
白岩川河川改修（都市計画道路駅前出町線）既設橋下部工撤去等工事	令和 5 年度	120,000
鴨川河川改修放水路工工事	令和 5 年度	230,000
境川ダム河川改修（堰堤改良）管理用発電設備工事	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	360,000
久婦須川ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 5 年度	200,000
白岩川ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 5 年度	280,000
角川ダム河川改修（堰堤改良）ダム管理設備工事	令和 5 年度	240,000
都市計画道路中新湊姫野線万葉線中新湊踏切改良委託工事	令和 5 年度	30,000
県民公園太閤山ランドプール広場塗装工事	令和 5 年度	20,000
建築行政共用データベースシステム整備事業	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	1,781
県営住宅滞納家賃回収事業	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	718
県立学校情報教育設備整備事業	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	65,664
県立学校施設長寿命化改修事業	令和 5 年度	328,000

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	1,415,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
防災対策推進費	17,000			
緊急防災・減災費	1,222,000			
並行在来線費	243,000			
公事等補助費	14,348,000			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000			
直轄事業費金	9,770,000			
公園整備事業費	397,000			
公営住宅建設費	69,000			
地方道整備費	3,338,000			
自然災害防止費	1,096,000			
警察施設整備費	806,000			
高等学校整備費	1,799,000			
臨時高等学校費	230,000			
特別支援学校費	180,000			
地域活性化費	363,000			

施設整備補助費	734,000			
補助直轄災害復旧事業費	1,904,000			
単独災害復旧費	61,000			
行政改革推進費	1,000,000			
退職手当債	1,000,000			
臨時財政対策債	9,300,000			
計	49,302,000			

議案第 4 号

令和 4 年度富山県物品調達等管理特別会計予算

令和 4 年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 888,583 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			15,267
	1 繰越金		15,267
2 諸収入			833,316
	1 雑収入		833,316
3 国庫支出金			40,000
	1 国庫補助金		40,000
歳入合計			888,583
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総務費			888,583
	1 総務管理費		888,583
歳出合計			888,583

議案第 5 号

令和 4 年度富山県公債管理特別会計予算

令和 4 年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 168,447,542 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			95,361,542
	1 一 般 会 計 繰 入 金		90,237,242
	2 基 金 繰 入 金		5,124,300
2 県 債			73,086,000
	1 県 債		73,086,000
歳 入 合 計			168,447,542
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			168,447,542
	1 公 債 費		168,447,542
歳 出 合 計			168,447,542

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	73,086,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 6 号

令和 4 年度富山県収入証紙特別会計予算

令和 4 年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,857,136 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			2,857,135
	1 証 紙 収 入		2,857,135
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			2,857,136
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			2,857,136
	1 他 会 計 繰 出 金		2,857,136
歳 出 合 計			2,857,136

議案第 7 号

令和 4 年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

令和 4 年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,288 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			8,012
	1 一般会計繰入金		8,012
2 繰 越 金			30,921
	1 繰 越 金		30,921
3 諸 収 入			66,851
	1 県預金利子		5
	2 貸付金元利収入		66,426
	3 雑 入		420
4 県 債			15,504
	1 県 債		15,504
歳 入 合 計			121,288
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			121,288
	1 児童福祉費		121,288
歳 出 合 計			121,288

母子父子寡婦福祉資金特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦 福祉資金	15,504	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項に定める方法による。

議案第 8 号

令和 4 年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

令和 4 年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 604,871 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			4,176
	1 繰 越 金		4,176
2 諸 収 入			280,695
	1 県 預 金 利 子		68
	2 貸 付 金 元 利 収 入		278,627
	3 雑 入		2,000
3 県 債			320,000
	1 県 債		320,000
歳 入 合 計			604,871
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商 工 費			604,871
	1 工 鉦 業 費		604,871
歳 出 合 計			604,871

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 9 号

令和 4 年度富山県就農支援資金特別会計予算

令和 4 年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,957千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			2,589
	1 繰越金		2,589
2 諸収入			9,368
	1 貸付金元利収入		9,368
歳入合計			11,957
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農林水産業費			11,957
	1 農林金融対策費		11,957
歳出合計			11,957

議案第 10 号

令和 4 年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 4 年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,992千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			992
	1 一 般 会 計 繰 入 金		992
2 繰 越 金			42,808
	1 繰 越 金		42,808
3 諸 収 入			27,192
	1 県 預 金 利 子		1
	2 貸 付 金 元 利 収 入		27,190
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			70,992
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			70,992
	1 水 産 業 費		70,992
歳 出 合 計			70,992

議案第 11 号

令和 4 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

令和 4 年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 279,259 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		30,336
	1 負 担 金	30,336
2 使用料及び手数料		86,001
	1 使 用 料	86,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		47,117
	1 一 般 会 計 繰 入 金	47,117
5 繰 越 金		24,518
	1 繰 越 金	24,518
6 諸 収 入		91,286
	1 県 預 金 利 子	8
	2 貸 付 金 元 利 収 入	32,719
	3 雑 入	58,559
歳 入 合 計		279,259

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		279,259
	1 林 業 費	279,259
歳 出 合 計		279,259

議案第 12 号

令和 4 年度富山県奨学資金特別会計予算

令和 4 年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 161,320 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			4,011
	1 一般会計繰入金		4,011
2 繰 越 金			31,733
	1 繰 越 金		31,733
3 諸 収 入			125,576
	1 貸付金元利収入		119,551
	2 雑 入		6,025
歳 入 合 計			161,320
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			161,320
	1 教育総務費		161,320
歳 出 合 計			161,320

令和 4 年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

令和 4 年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,825,554 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,100,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			708,359
	1 財 産 運 用 収 入		4,170
	2 財 産 売 払 収 入		704,189
2 繰 越 金			17,195
	1 繰 越 金		17,195
3 県 債			1,100,000
	1 県 債		1,100,000
歳 入 合 計			1,825,554
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			4,170
	1 総 務 管 理 費		4,170
2 土 木 費			1,821,384
	1 土 木 管 理 費		494,190
	2 県単独公共用地先行取得事業費		1,322,194
	3 予 備 費		5,000

公共用地先行取得事業特別会計

歳 出 合 計	1,825,554

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	令和5年度から 令和6年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 先行取得事業費	1,100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 14 号

令和 4 年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

令和 4 年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,000,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			235,429
	1 財 産 運 用 収 入		235,429
2 繰 越 金			6,765,104
	1 繰 越 金		6,765,104
3 諸 収 入			67
	1 県 預 金 利 子		67
歳 入 合 計			7,000,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			7,000,600
	1 総 務 管 理 費		7,000,600
歳 出 合 計			7,000,600

議案第 15 号

令和 4 年度富山県国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度富山県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,135,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		22,293,700
	1 負 担 金	22,293,700
2 国 庫 支 出 金		21,186,185
	1 国 庫 負 担 金	14,912,358
	2 国 庫 補 助 金	6,273,827
3 前期高齢者交付金		31,739,497
	1 前期高齢者交付金	31,739,497
4 共同事業交付金		139,508
	1 共同事業交付金	139,508
5 財 産 収 入		173
	1 財 産 運 用 収 入	173
6 繰 入 金		4,767,611
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,732,226
	2 基 金 繰 入 金	35,385
7 繰 越 金		1,009,147
	1 繰 越 金	1,009,147

歳 入 合 計		81,135,821
歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		3,145
	1 総 務 管 理 費	2,379
	2 運 営 協 議 会 費	766
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		66,266,554
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	66,266,554
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		10,928,533
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	10,928,533
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		23,354
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	23,354
5 介 護 納 付 金		3,634,328
	1 介 護 納 付 金	3,634,328
6 病 床 転 換 支 援 金 等		374
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	374
7 共 同 事 業 拠 出 金		139,591
	1 共 同 事 業 拠 出 金	139,591
8 基 金 積 立 金		173

	1 基金積立金	173
9 保健事業費		124,550
	1 保健事業費	124,550
10 諸支出金		15,219
	1 償還金及 還付金 加算 び金	15,219
歳出合計		81,135,821

議案第 16 号

令和 4 年度富山県港湾施設特別会計予算

令和 4 年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,653,295 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			428,981
	1 使 用 料		428,981
2 繰 入 金			478,850
	1 一 般 会 計 繰 入 金		478,850
3 繰 越 金			78,463
	1 繰 越 金		78,463
4 諸 収 入			1
	1 雑 収 入		1
5 県 債			1,667,000
	1 県 債		1,667,000
歳 入 合 計			2,653,295
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			2,653,295
	1 港 湾 費		2,653,295
歳 出 合 計			2,653,295

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	330,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%] (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設費	980,000			
借換債	357,000			
計	1,667,000			

議案第 17 号

令和 4 年度富山県工業用地等管理特別会計予算

令和 4 年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,618千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			54,989
	1 使 用 料		54,989
2 財 産 収 入			27,313
	1 財 産 運 用 収 入		24,720
	2 財 産 売 払 収 入		2,593
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			82,618
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			26,035
	1 臨海工業用地 造成事業費		26,035
2 太閤山住宅団地 造成事業費			2,592

工業用地等管理特別会計

	1 太閤山住宅団地造成事業費	2,592
3 ふ頭用地造成事業費		53,991
	1 ふ頭用地造成事業費	53,991
歳 出 合 計		82,618

令和 4 年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 富山県立中央病院

(1) 事業量

(ア) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

(イ) 患者数

入院患者	年間	207,300人	1日平均	568人
外来患者	年間	349,000人	1日平均	1,436人

(2) 主要な建設改良事業

病院情報ネットワーク更新	192,000千円
劣化改修事業	420,000千円
医療器械整備	633,600千円

2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(1) 事業量

(ア) 病床数	232床
一般病床	232床

(イ) 患者数

入院患者	年間	75,455人	1日平均	207人
外来患者	年間	80,190人	1日平均	330人

(2) 主要な建設改良事業

診察室改修等事業	13,744千円
電子カルテシステム等病院情報システム更新事業	275,000千円

医療器械整備

29,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	31,722,220千円
第1項 医業収益	27,237,636千円
第2項 医業外収益	4,409,383千円
第3項 特別利益	75,201千円

支 出

第1款 病院事業費用	31,557,393千円
第1項 医業費用	31,292,265千円
第2項 医業外費用	264,627千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,176,769千円は、過年度分損益勘定留保資金2,176,769千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,975,659千円
第1項 企業債	1,388,000千円
第2項 補助金	296,412千円
第3項 出資金	290,246千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 資本剰余金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	4,152,428千円
第1項 建設改良費	1,653,394千円
第2項 企業債償還金	2,498,534千円
第3項 予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院病院情報ネットワーク保守業務委託	令和5年度から 令和9年度まで	70,504
富山県立中央病院X線画像処理システム保守業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	95,166
富山県立中央病院新生児人工呼吸器・関連機器一式保守業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	15,906

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
富山県立中央病院劣化改修事業費	420,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
富山県立中央病院病院情報ネットワーク更新事業費	192,000			
富山県立中央病院医療器械整備事業費	317,000			
富山県立中央病院借換債	142,000			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター診察室改修等事業費	13,000			

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター電子カルテシステム等病院情報システム更新事業費	275,000		
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター医療器械整備事業費	29,000		
計	1,388,000		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,234,412千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,056,938千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,197,178千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,079,123千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	X線画像処理システム	1
	医療器械	電子カルテシステム等病院情報システム	1

令和4年2月25日 提出

富山県知事 新田 八郎

令和 4 年度富山県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度富山県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	6 市
(2) 年間総処理水量	46,970,244m ³
(3) 1 日平均処理水量	128,685m ³
(4) 主要な建設改良事業 流域下水道事業費	1,620,216千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	7,757,834千円
第 1 項 営業収益	3,077,329千円
第 2 項 営業外収益	4,680,485千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	7,514,195千円
第 1 項 営業費用	7,252,952千円
第 2 項 営業外費用	260,723千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 245,388 千円は、過年度分損益勘定留保資金 245,388 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	2,421,295千円
-------------	-------------

第1項 企業債	384,900千円
第2項 補助金	1,708,795千円
第3項 建設負担金	325,100千円
第4項 受託工事収入	2,500千円

支 出

第1款 資本的支出	2,666,683千円
第1項 建設改良費	1,623,075千円
第2項 受託工事費	2,500千円
第3項 企業債償還金	1,041,108千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小矢部川流域下水道二上浄化センター受変電設備更新工事	令和5年度	420,000
小矢部川流域下水道二上浄化センター管理本館・汚泥処理棟耐震補強工事	令和5年度	300,000
神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター汚泥濃縮機更新工事	令和5年度	210,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			%	

流域下水道事業費	384,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
----------	---------	--------------------	---	---

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 73,628千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、953,012千円である。

令和4年2月25日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 4 年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------|-----|-------------|
| (1) 年間販売電力量 | 480,061MWh | | |
| (2) 主要な建設改良事業 | 固定資産改良事業 | 事業費 | 693,171千円 |
| | 発電所老朽化対策事業 | 事業費 | 2,786,740千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	5,410,117千円
第 1 項 営業収益	5,221,125千円
第 2 項 財務収益	2,674千円
第 3 項 営業外収益	168,478千円
第 4 項 特別利益	17,840千円
支 出	
第 1 款 事業費	4,388,071千円
第 1 項 営業費用	4,239,454千円
第 2 項 財務費用	18,333千円
第 3 項 営業外費用	90,264千円
第 4 項 特別損失	35,020千円
第 5 項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額872,086千円は、当年度分損益勘定留保資金872,086千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	2,876,760千円

第1項 企業債	2,786,740千円
第2項 投資及び貸付金償還金	90,000千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	3,748,846千円
第1項 建設改良費	3,479,911千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	264,925千円
第4項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
主要変圧器更新工事費	令和5年度	175,120
主要制御装置等更新工事費	令和5年度	265,353
主要機器等修繕工事費	令和5年度	614,427
水車発電機細密点検工事費	令和5年度	73,931
水車発電機修繕工事費	令和5年度	41,800
発電所ほか保守点検業務委託費	令和5年度から 令和7年度まで	325,011
低濃度PCB廃棄物無害化処理業務委託費	令和5年度	23,606

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
発電所老朽化対策事業費	2,786,740	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 819,704千円
- (2) 交際費 190千円

令和4年2月25日 提出

富山県知事 新田 八郎

令和 4 年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	37,731,510m ³		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	644,693千円
	東部水道用水供給事業	事業費	43,977千円
	固定資産改良事業	事業費	443,305千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		1,746,984千円
第 1 項 営業収益		1,625,865千円
第 2 項 営業外収益		121,099千円
第 3 項 特別利益		20千円
	支	出
第 1 款 事業費		1,663,334千円
第 1 項 営業費用		1,592,453千円
第 2 項 営業外費用		70,361千円
第 3 項 特別損失		20千円
第 4 項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額852,142千円は、当年度分損益勘定留保資金453,392千円、過年度分損益勘定留保資金 398,750 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		609,239千円
第 1 項 企業債		565,000千円

第2項 長期借入金 44,229千円
 第3項 雑入 10千円

支 出

第1款 資本的支出 1,461,381千円
 第1項 建設改良費 1,131,975千円
 第2項 企業債償還金 329,406千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部水道用水供給事業費	509,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
東部水道用水供給事業費	56,000			
計	565,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外

の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 323,773千円
- (2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

令和4年2月25日 提出

富山県知事 新田 八朗

令和 4 年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	76,763,515m ³		
(2) 主要な建設改良事業			
西部工業用水道建設事業		事業費	2,606,656千円
富山八尾中核工業用水道建設事業		事業費	6,208千円
利賀川工業用水道建設事業		事業費	54,657千円
固定資産改良事業		事業費	355,827千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	2,272,968千円
第 1 項 営業収益	2,089,493千円
第 2 項 営業外収益	183,455千円
第 3 項 特別利益	20千円
支 出	
第 1 款 事業費	1,664,056千円
第 1 項 営業費用	1,626,828千円
第 2 項 営業外費用	36,708千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,806,389 千円は、当年度分損益勘定留保資金 648,173 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,158,216 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,582,463千円
第1項 企業債	466,800千円
第2項 長期借入金	31,643千円
第3項 補助金	13,500千円
第4項 受託工事収入	23,520千円
第5項 工事負担金	1,047,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,388,852千円
第1項 建設改良費	3,023,348千円
第2項 受託工事費	23,520千円
第3項 企業債償還金	151,984千円
第4項 他会計借入金償還金	190,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道建設事業費	225,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
固定資産改良費	241,200			
計	466,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 107,384千円 |
| (2) 交際費 | 55千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

令和4年2月25日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 4 年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 85,775台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	68,270千円
第 1 項 営業収益	66,596千円
第 2 項 営業外収益	1,654千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	48,076千円
第 1 項 営業費用	41,827千円
第 2 項 営業外費用	5,729千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,653千円は、当年度分損益勘定留保資金16,541千円、過年度分損益勘定留保資金28,112千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	10千円
第 1 項 雑入	10千円

支 出

第 1 款 資本的支出	44,663千円
第 1 項 他会計借入金償還金	44,663千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,134千円

令和4年2月25日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 24 号

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例制定の件

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、優れた学生又は生徒であって海外に留学するものに対し、奨学資金を貸与することにより、国際的な視野に立って社会に貢献する人材の育成を図り、もって本県の発展に寄与することを目的とする。

(貸与の対象者)

第 2 条 知事は、県内の大学等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。）若しくは高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年に限り、同法第 119 条第 1 項に規定する専攻科を含む。）又は同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する専門課程に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する学生又は生徒であって、大学等に相当する外国の教育施設に留学し、将来、県内において就業しようとするものに対し、富山県大学生等留学支援奨学資金（以下「奨学資金」という。）を貸与することができる。

(奨学資金の貸与額等)

第 3 条 奨学資金の貸与額は、100 万円の範囲内において、その貸与を受けようとする者の留学の期間に応じ規則で定める額とする。

2 貸与する奨学資金には、利息を付さない。

(保証人)

第 4 条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して奨学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第5条 知事は、奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 留学を取りやめたとき。
- (3) 奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他奨学資金の貸与が適当でない認められるとき。

(理由の提示)

第6条 知事は、前条の規定により奨学資金の貸与を取り消すときは、当該奨学資金の貸与を受けている者に対してその理由を示さなければならない。

(奨学資金の返還)

第7条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学資金の全額を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により奨学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該大学等を卒業し、又は修了したとき。

(返還の猶予)

第8条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 当該大学等を卒業し、又は修了したとき（第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。）。当該大学等を卒業し、又は修了した日から1年1月
- (2) 前号に定める期間内に、更に他の大学等に入学したとき。当該他の大学等を卒業し、又は修了した日から1年1月
- (3) 第1号に定める期間（前号に掲げる事由に該当する場合にあっては、同号に定める期間。次号及び第5号において同じ。）内に、法人又はこれに準ずるもの（以下この条及び次条において「法人等」という。）であって県内に主たる事務所を有するものに就職したとき。当該法人等に就職した日から3年間
- (4) 第1号に定める期間内に、法人等であって県外に主たる事務所を有するものうち、県内に事業所等を有するものに就職したとき。当該法人等に就職し

た日から3年間

(5) 第1号に定める期間内に、県内において所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する事業を開始し、同条の規定によりその旨を記載した届出書を提出したとき。当該事業を開始した日から3年間

(6) 第5条の規定により奨学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該大学等に在学するとき。当該大学等を卒業し、又は修了するまでの期間

(7) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。当該事由の継続する期間

（返還の免除）

第9条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者（前条第6号に掲げる事由に該当する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 前条第3号から第5号までに掲げる事由のいずれかに該当する場合において、それぞれ当該各号に定める期間における同条第3号に規定する法人等に在職した期間、同条第4号に規定する法人等の県内に所在する事業所等に勤務した期間又は同条第5号に規定する事業に従事した期間の合計が規則で定める期間に達したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 心身の著しい故障により奨学資金を返還することが困難になったとき。

（延滞利息）

第10条 奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（延滞利息の割合の特例）

2 当分の間、第10条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞利息特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞利息特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

議案第 25 号

富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例制定の件

富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。次条において「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する技術基準のうち、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年^{農林水産省}_{国土交通省}令第 6 号。第 5 条及び第 6 条において「省令」という。）第 35 条の規定による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び第 48 条第 3 項の規定による畜舎等又はその敷地と道路との関係に関する制限の付加について定めるものとする。

(崖付近の畜舎等)

第 2 条 居室（居住のための居室を除く。）を有する畜舎等（法第 2 条第 1 項に規定する畜舎等をいう。以下同じ。）の敷地が高さ 2 メートルを超える崖（地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）に接し、又は近接する場合において、その敷地が、崖の上にあるときは崖の下端から当該畜舎等までの、崖の下にあるときは崖の上端から当該畜舎等までの水平距離は、それぞれその崖の高さの 2 倍以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該崖に、崖崩れの発生を防止するための擁壁その他これに類する施設が設置されている場合

(2) 崖の下に畜舎等を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア 畜舎等の外壁（崖崩れによる衝撃を受けるおそれのない部分を除く。）及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造（崖崩れによる衝撃に対して破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な防護

壁等を設置するとき。

イ 崖と畜舎等との間に、崖崩れに対して畜舎等の安全上支障のない塀その他これに類する施設が設置されているとき。

(3) 崖の形状、土質等により崖崩れのおそれがない場合

(畜舎等の敷地と道路との関係)

第3条 畜舎等の敷地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域（同法第7条第1項に規定する市街化区域及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域を除く。）にあるものに限る。次条において同じ。）が、120度未満の角度で交わり、又は屈折する幅員6メートル未満の道路に接する（道路と敷地との間に幅が2メートル未満の水路等の空地がある場合を含む。）角敷地である場合は、道路境界線（歩道がある場合にあっては、車道の境界線）からその角敷地側の隅角を挟む辺の長さが2メートルの二等辺三角形の形状を含む部分を空地としなければならない。ただし、道路の隅切りがある場合は、この限りでない。

第4条 延べ面積（同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。

第5条 省令第48条第2項の規定により知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた畜舎等については、前2条の規定は、適用しない。

(市町村の条例との関係)

第6条 市町村が、省令第35条又は第48条第3項の規定により当該市町村の条例に規定する事項がこの条例に規定する事項と同一の事項であり、かつ、この条例の規定による制限を超える制限を付加する場合にあっては、当該市町村の区域においては、この条例の当該規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 26 号

富山県部局設置条例一部改正の件

富山県部局設置条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県部局設置条例の一部を改正する条例

富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 1 項第 2 号中「秘書及び」を削る。

第 3 項第 4 号及び第 5 号を削る。

第 9 項を第10項とし、第 6 項から第 8 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加え、同項を第 6 項とする。

(5) スポーツに関する事項

第 4 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加え、同項を第 5 項とする。

(2) 秘書に関する事項

第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 交通政策局

交通に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(富山県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 富山県スポーツ推進審議会条例（昭和37年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「地方創生局」を「生活環境文化部」に改める。

(富山県固定資産評価審議会条例の一部改正)

3 富山県固定資産評価審議会条例（昭和37年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「経営管理部」を「地方創生局」に改める。

議案第 27 号

富山県附属機関条例一部改正の件

富山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表富山県いじめ再調査委員会の項の前に次のように加える。

富山県武道館 P F I 事業者選考 審査会	富山県武道館の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定による実施方針の策定、同法第 7 条の規定による特定事業の選定及び同法第 8 条第 1 項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7 人以内
------------------------------	--	-------

別表の 1 の表富山県科学技術会議の項の次に次のように加える。

富山県高岡地区 産業展示施設 P F I 事業者選考 審査会	富山県高岡地区産業展示施設の運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定による実施方針の策定、同法第 7 条の規定による特定事業の選定及び同法第 8 条第 1 項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7 人以内
---	---	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

富山県個人情報保護条例一部改正の件

富山県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第 5 条第 2 項第 6 号及び第44条の 2 において「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項」に改める。

第 5 条第 2 項第 6 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項」を「個人情報保護法第 2 条第 9 項」に改める。

第34条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第 7 号」を「第19条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第44条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「統計法」の次に「（平成19年法律第 53号）」を、「係る」の次に「同法第 2 条第11項に規定する」を加え、同号を同項第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 統計法第52条各号（第 2 号を除く。）に掲げる個人情報

第44条の 2 中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章」を「個人情報保護法第 5 章第 4 節」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第34条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第34項中「に基づく」を「及び同法の施行に関し知事が定める規則に基づく」に改める。

別表第 3 第 8 項各号列記以外の部分中「及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）」を削り、同項第28号を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 第 8 項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表中「1,052 人」を「1,068 人」に、「2,758 人」を「2,714 人」に、
「567 人」を「559 人」に、「7,938 人」を「7,902 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第 24 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 28 条を第 30 条とし、第 27 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 28 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項に規定する申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 29 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 32 号

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例及び富山県公安委員会の委員の
サービスの宣誓に関する条例一部改正の件

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例及び富山県公安委員会の委員のサービスの宣誓
に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例及び富山県公安委員会の委員の
サービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(富山県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山県職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年富山県条例第46号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前で」を
削る。

(富山県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年富山県条例
第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「富山県知事の面前で」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

知事等の給与の特例に関する条例一部改正の件

知事等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までの規定中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 9 号を次のように改める。

(9) 看護職員処遇改善手当

第11条を次のように改める。

（看護職員処遇改善手当）

第11条 看護職員処遇改善手当は、中央病院に勤務する保健師、助産師、看護師又は准看護師である職員に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務 1 月につき 4,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第13条第 1 項及び第18条第 1 項各号列記以外の部分中「厚生部健康課」を「厚生部健康対策室」に改める。

第38条第 1 項各号列記以外の部分中「生活環境文化部環境保全課」を「危機管理局消防課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第 1 項、第18条第 1 項及び第38条第 1 項の規定は令和 3 年 4 月 1 日から、改正後の条例第 2 条第 2 項第 9 号及び第11条の規定は令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 35 号

富山県職員等の旅費に関する条例一部改正の件

富山県職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「採用された職員」の次に「（県が国又は他の地方公共団体に対して行った要請に基づき当該国又は他の地方公共団体を退職し、引き続いて採用された職員その他人事委員会規則で定める職員に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 36 号

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例一部改正の件

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100,000 分の38」を「零」に改める。

附則中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

富山県国民健康保険財政安定化基金条例一部改正の件

富山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「同条第 2 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

第 8 条第 1 項中「第81条の 2 第 4 項」を「第81条の 2 第 5 項」に改める。

附則第 2 項中「平成36年 3 月31日」を「令和 6 年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

富山県地域振興基金条例一部改正の件

富山県地域振興基金条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県地域振興基金条例の一部を改正する条例

富山県地域振興基金条例（平成 2 年富山県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「魅力ある地域づくり」を「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業その他の魅力ある地域づくりに資する事業」に改める。

第 4 条及び第 6 条中「魅力ある地域づくりに関する」を「第 1 条に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

元気とやま未来創造基金条例及び富山県再生可能エネルギー発電設備
等管理基金条例一部改正の件

元気とやま未来創造基金条例及び富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金
条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月25日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

元気とやま未来創造基金条例及び富山県再生可能エネルギー発電設備
等管理基金条例の一部を改正する条例

(元気とやま未来創造基金条例の一部改正)

第1条 元気とやま未来創造基金条例（平成25年富山県条例第11号）の一部を次の
ように改正する。

第1条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2
条第4項」を「第2条第3項」に改める。

(富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例の一部改正)

第2条 富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例（平成29年富山県条例
第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置
法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2
条第3項」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 40 号

富山県特別会計条例一部改正の件

富山県特別会計条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県特別会計条例の一部を改正する条例

富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号中「及び小規模企業者等設備導入資金」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 富山県中小企業活性化資金特別会計の令和 3 年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

議案第 41 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の18の項中「7,000 円」を「10,400円」に改め、同表の65の項中「9,300 円」を「11,600円」に、「8,800 円」を「11,100円」に、「8,700 円」を「10,300円」に、「8,200 円」を「9,800 円」に改め、同表の66の項中「7,900 円」を「9,000 円」に、「7,400 円」を「8,500 円」に、「6,200 円」を「7,200 円」に、「5,700 円」を「6,700 円」に改め、同表の78の項中「2,100 円」を「2,700 円」に改め、同表の89の項中「110,000 円」を「98,000円」に改め、同表の91の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表の 100 の項中「21,400円」を「23,200 円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同表の 284 の項から 286 の項までを次のように改める。

284 畜舎等の建築等及び利用の特 例に関する法律（令和 3 年法律第 34号）第 3 条第 1 項の規定に基づ く畜舎建築利用計画の認定の申請 に対する審査	畜舎建築利用計画 認定申請手数料	7,400円
285 畜舎等の建築等及び利用の特 例に関する法律第 4 条第 1 項の規 定に基づく畜舎建築利用計画の変 更の認定の申請に対する審査	畜舎建築利用計画 変更認定申請手数料	7,400円
286 畜舎等の建築等及び利用の特 例に関する法律第 6 条第 2 項た し書の規定に基づく認定畜舎等 の仮使用の認定の申請に対する審査	認定畜舎等の仮使 用認定申請手数料	120,000 円の範囲内にお いて、床面積等の区分に 応じ規則で定める額

別表第 1 の 286 の項の次に次のように加える。

286 の 2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査	認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請手数料	7,400円
286 の 3 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査	認定計画実施者である法人の合併認可申請手数料	7,400円
286 の 4 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査	認定計画実施者である法人の分割認可申請手数料	7,400円
286 の 5 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省国土交通省令第6号）第48条第2項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	畜舎等の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円

別表第1の317の項中「承認」を「認定」に改め、同表の360の項中「7,000円」を「8,200円」に改め、同表の433の項中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表の441の項中「第91条」の次に「又は第91条の2第3項」を加え、同表の443の2の項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくはロ」を加え、「に規定する」を「の規定に基づく」に、「750円」を「1,050円」に改め、同表の443の3の項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくはロ」を加え、「に規定する」を「の規定に基づく」に、「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同項の次に次のように加える。

443 の 4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査手数料	3,550円
---	-----------	--------

別表第1の451の項中

ア 小型特殊自動車免許以外の運転免許を受けている者に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うもの 5,100円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,950円）

(イ) 法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うもの 5,800円

(ウ) (ア)又は(イ)以外のもの 5,100円

イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うもの 2,250円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、4,450円）
- (イ) 法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うもの 2,350円
- (ウ) (ア)又は(イ)以外のもの 2,250円

を

ア 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に係るもの 6,450円

イ 普通自動車対応免許を受けている者
(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に係るもの 2,900円

に、

- (14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習
講習1時間につき
2,000円
- (15) 法第108条の2第2項に掲げる講習
7,950円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額

を

- (14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習
講習1時間につき
2,250円
- (15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習
講習1時間につき

	2,000 円
(16) 法第 108 条の 2 第 2 項に掲げる講習	6,450 円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額

に改め、同表の 452 の項中「又は第 108 条の 3 の 2」を「、第 108 条の 3 の 2 又は第 108 条の 3 の 3」に改め、同表の備考の 6 の(5)中「第 2 条第 1 項イ」を「第 2 条第 1 号イ」に改める。

別表第 3 の 3 の項中「7,000 円」を「10,400円」に改め、同表の 5 の項中「9,300 円」を「11,600円」に、「8,800 円」を「11,100円」に、「8,700 円」を「10,300円」に、「8,200 円」を「9,800 円」に改め、同表の 6 の項中「7,900 円」を「9,000 円」に、「7,400 円」を「8,500 円」に、「6,200 円」を「7,200 円」に、「5,700 円」を「6,700 円」に改め、同表の 7 の項中「21,400円」を「23,200 円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同表の 11 の項中「7,000 円」を「8,200 円」に改め、同表の 14 の項の次に次のように加える。

15 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号の規定に基づく講習の実施	講習手数料	講習 1 時間につき 2,250 円	道路交通法第 108 条の 4 第 1 項の規定に基づき富山県公安委員会が指定する者
--	-------	--------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和 4 年 4 月 1 日
- (2) 別表第 1 の 441 の項、443 の 2 の項及び 443 の 3 の項の改正規定、同表に 443 の 4 の項を加える改正規定、同表の 451 の項及び 452 の項の改正規定並びに別表第 3 に 15 の項を加える改正規定 令和 4 年 5 月 13 日

(経過措置)

2 前項第 1 号に掲げる規定の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手

数料の額については、同号に掲げる規定による改正後の別表第 1 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 42 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の10第 1 項各号列記以外の部分及び附則第 5 条の12第 1 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

富山県立自然公園条例一部改正の件

富山県立自然公園条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県立自然公園条例の一部を改正する条例

富山県立自然公園条例（昭和46年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条・第 7 条」を「第 6 条—第 7 条の 2」に、
「第 6 章 生態系維持回復事業（第29条—第32条）」
を
「第 6 章 生態系維持回復事業（第29条—第32条）」
第 6 章の 2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第32条の 2 —第32条
の 6）」

に改める。

第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「の決定」を削り、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第 7 条第 2 項中「前条第 2 項」を「前条第 4 項」に改める。

第 3 章中第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第 7 条の 2 第13条の 2 第 1 項に規定する協議会は第13条の 3 第 1 項に規定する利用拠点整備改善計画について、第32条の 2 第 1 項に規定する協議会は第32条の 3 第 1 項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。

この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第8条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第13条の次に次の5条を加える。

（協議会）

第13条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第27条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者

- 3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

- 4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第13条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
 - (3) 利用拠点整備改善計画の目標
 - (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
 - (5) 第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第 8 条第 6 項の協議若しくは認可又は同条第 9 項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第 4 項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画及び富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第 8 条第 1 項に規定する基本方針に適合するものでなければならない。

4 知事は、第 1 項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第 4 項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第13条の 4 前条第 4 項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第13条の 2 第 1 項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第 4 項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第 1 項及び第13条の 6 において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。
(認定の取消し)

第13条の5 知事は、第13条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第13条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第13条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第8条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第14条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第8条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第13条の3第4項の認定(第13条の4第1項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第20条第7項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業(第32条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第32条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行為

第21条第3項ただし書中「次の各号」を「次」に改め、同項第3号中「ため」の

次に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第23条中「第21条第3項第7号」を「第21条第3項第8号」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第26条第1項及び第2項中「第21条第3項第7号」を「第21条第3項第8号」に改める。

第28条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第28条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（協議会）

第32条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第13条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第32条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第32条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第32条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第32条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第32条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第32条の5 知事は、第32条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第32条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査等)

第32条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第32条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条第1項各号列記以外の部分中「第40条第1号」を「第40条第1項第1号」に、「当該公園」を「当該自然公園」に改める。

第39条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第40条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第40条中第4号から第6号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第41条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第46条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第46条の2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第47条中「第14条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び」を「、第32条の6第1項並びに」に改める。

第49条中「第13条第1項又は第25条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第13条第1項又は第25条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第20条第3項の規定に違反したとき。

第50条各号列記以外の部分中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第1号中「第8条第6項」を「第8条第3項の認可を受けた者が、同条第6項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号中「者」を「とき。」に改め、

同条第 3 号中「第20条第 3 項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第 4 号及び第 5 号中「者」を「とき。」に改める。

第51条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第52条各号列記以外の部分中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第 1 号中「第14条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項若しくは第32条の 6 第 1 項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第 2 号から第 7 号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第 8 号中「同条第 1 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第 9 号中「者」を「とき。」に改める。

第54条各号列記以外の部分中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 44 号

富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例一部改正の件

富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の一部を改正する条例

富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例（昭和56年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) グランピング施設

第 9 条及び第10条第 1 項中「オートキャンプサイト」の次に「、グランピング施設」を加える。

別表第 1 オートキャンプサイトの項の次に次のように加える。

グランピング施設	4月25日から 11月30日まで	宿泊	午後 4 時から翌日の午前10時まで（宿泊の利用に引き続き日帰りの利用をする場合にあつては、午後 4 時から翌日の午前11時まで）
		日帰り	午前11時から午後 3 時まで

別表第 2 オートキャンプサイトの項の次に次のように加える。

グランピング施設	宿泊	1 区画につき	28,000円
	日帰り	1 区画につき	12,000円

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 25 日から施行する。

議案第 45 号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例一部改正の件

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成26年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

表中「380」を「383」に、「148」を「149」に、「116」を「118」に、「105」を「110」に、「221」を「225」に、

中新川郡上市町	59
---------	----

を

中新川郡上市町	60
---------	----

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年12月 1 日から施行する。

議案第 46 号

富山県国民健康保険条例一部改正の件

富山県国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山県国民健康保険条例（平成29年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第30条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第38条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第59条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第82条第1項第5号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第93条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第101条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

(富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第13条の項の中欄中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

議案第 48 号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「附則第20条第 1 項」を「附則第27条第 1 項」に、「附則第 3 条第 1 項」を「附則第10条第 1 項」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号及び第73条第 2 項第 3 号中「附則第20条第 1 項」を「附則第 27条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 49 号

富山県看護学生修学資金貸与条例一部改正の件

富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県看護学生修学資金貸与条例（昭和39年富山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「第97条」を「第91条第 1 項の規定により設置される短期大学の専攻科（養成施設であるものを除く。以下「短期大学専攻科」という。）又は同法第97条」に改める。

第 4 条第 1 項の表中	「 大学 」	を	「 大学(短 期大学 を除く。 以下こ の表に おいて 同じ。) 」	に改め、同表准看護師の養成施設の
---------------	--------------	---	--	------------------

項の次に次のように加える。

短期大学専攻科	国、地方公共団体等が設置する短期大学専攻科	32,000円
	国、地方公共団体等以外の者が設置する短期大学専攻科	36,000円

第 9 条第 1 項第 4 号及び同条第 3 項中「修士課程」を「短期大学専攻科を卒業した日又は修士課程」に改める。

第10条第 1 号及び第 2 号中「又は」を「、短期大学専攻科又は」に改め、同条第

4号中「当該」を「当該短期大学専攻科を卒業した後さらに他の養成施設、短期大学専攻科若しくは修士課程において修学しているとき、又は当該」に改め、同条第7号中「ついては、」の次に「当該短期大学専攻科を卒業した日又は当該」を加える。

第11条第1項第2号中「当該」の次に「短期大学専攻科を卒業した日又は当該」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 50 号

富山県国際健康プラザ条例一部改正の件

富山県国際健康プラザ条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県国際健康プラザ条例の一部を改正する条例

富山県国際健康プラザ条例（平成11年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 を同表の 3 とし、同表の 1 を同表の 2 とし、同表に 1 として次のように加える。

1 生命科学館

種別	金額
生命科学館	日額25,200円

備考 「日額」とは、午前10時から午後 5 時30分までの利用に係る金額をいう。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 51 号

富山県水道用水供給条例一部改正の件

富山県水道用水供給条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県水道用水供給条例の一部を改正する条例

富山県水道用水供給条例（昭和54年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、当該年度における各月の 1 日最大受水量を定めて、当該年度の開始前に」を削り、「」に」の次に「協議の上、当該年度における各月の 1 日当たりの計画受水量を定めて、当該年度の開始前に、管理者に給水を」を加え、同条第 2 項中「水道事業者と協議して」を「基本料金（水道用水供給事業の用に供する施設の整備の費用その他当該施設の維持管理に係る費用を賄うために水道事業者が負担すべき料金をいう。第 5 条第 1 号において同じ。）の算定の基礎となる水量（同号において「基礎水量」という。）及び」に、「1 日最大給水量（第 5 条において「基本水量」を「1 日当たりの計画給水量（同条第 2 号において「1 日計画給水量」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 基本料金 基礎水量に当該月の日数を乗じて得た水量に、1 立方メートルにつき 60 円を乗じて得た額
- (2) 従量料金 当該月の使用水量（その使用水量が 1 日計画給水量に当該月の日数を乗じて得た水量を下回る場合にあつては、当該水量）に、1 立方メートルにつき 20 円を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の富山県水道用水供給条例第 2 条第 1 項の規定による給

水の申込み、同条第 2 項の規定による給水の承認及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

議案第 52 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中央病院の項中「小児科」を「小児科 新生児内科」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 53 号

富山県林道条例一部改正の件

富山県林道条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県林道条例の一部を改正する条例

富山県林道条例（昭和39年富山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,500 円」を「4,900 円」に、「1,900 円」を「2,000 円」に、「300 円」を「500 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 54 号

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例一部改正の件

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年富山県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第45条を第46条とし、第44条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第83号）に規定する基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例一部改正の件

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成18年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまで」を「第29条の 9 各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 56 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,555 人」を「5,577 人」に、「52人」を「53人」に、「27人」を「24人」に、「267 人」を「266 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

工事委託契約締結に関する件

泉川新川橋りょう改築工事委託契約を次のとおり締結するものとする。

令和4年2月25日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 泉川新川橋りょう改築工事 |
| 2 | 工事の場所 | 氷見市島尾外地内 |
| 3 | 契約金額 | 1,314,407,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約の相手方 | 石川県金沢市広岡三丁目3番77号
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 |
| 6 | 完成期日 | 令和9年3月31日 |

議案第 58 号

工事請負契約変更に関する件

令和 2 年 6 月定例県議会において議決を経た富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	4,589,090,000円
	変更後	4,622,687,300円

議案第 59 号

工事請負契約変更に関する件

令和 2 年 6 月定例県議会において議決を経た富山県防災・危機管理センター（仮称）新築電気設備工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	821,590,000円
	変更後	849,013,000円

議案第 60 号

工事請負契約変更に関する件

令和 2 年 6 月定例県議会において議決を経た富山県防災・危機管理センター（仮称）新築空調設備工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	533,500,000円
	変更後	540,560,900円

議案第 61 号

県道路線の変更の件

道路法（昭和27年法律第 180 号）第10条第 2 項の規定により、県道の路線を次のとおり変更する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

変更する路線

区分	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	摘 要
旧	石垣魚津インター線	魚津市石垣	魚津市本町		
新	島尻魚津インター線	魚津市島尻	魚津市本町		

報告第 3 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
9	令和 3 年 11 月 8 日に富山市新総曲輪地内で発生した側溝蓋の接触による車両の損傷	砺波市在住 1 名	県が支払う額 183,304円	令和 4 年 2 月 2 日
12	令和 4 年 1 月 20 日に県道富山外郭環状線富山市婦中町笹倉地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	富山市在住 1 名	県が支払う額 7,494円	令和 4 年 2 月 9 日

報告第 4 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 4 年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
6	令和 3 年 9 月 29 日に砺波市本町地内で発生した県有自動車の交通事故	砺波市在住 1 名	県が受け取る額 78,918円	令和 4 年 1 月 28 日
7	令和 3 年 10 月 13 日に富山市今泉西部町地内で発生した警察車両の交通事故	神奈川県横浜市在住 1 名	県が受け取る額 450,987円	令和 4 年 1 月 28 日
8	令和 3 年 7 月 26 日に魚津市吉島地内で発生した借上車両の交通事故	黒部市在住 1 名	県が支払う額 32,100円	令和 4 年 2 月 1 日
10	令和 3 年 8 月 18 日に富山市新総曲輪地内で発生した県有自動車の交通事故	富山市在住 1 名	県が支払う額 212,077円	令和 4 年 2 月 7 日
11	令和 3 年 7 月 9 日に砺波市福山地内で発生した県有自動車の交通事故	砺波市在住 1 名	県が支払う額 8,533円	令和 4 年 2 月 8 日